

平成 2 9 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成29年2月23日（木曜日）  
午前 9時30分 開会 午前 10時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務人権課長	寄 口 昌 宏

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
平成29年和光市議会3月定例会の会期予定について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて  
委員の代理出席について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成29年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、2月26日に開会すべく、17日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、諮問が1件、人事案件が4件、第四次和光市総合振興計画基本構想の一部改定が1件、条例の一部改正が9件、市道路線の認定が1件、補正予算が4件、新年度予算が7件、合計27件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会3月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、委員の代理出席についてです。

本日の資料はお手元に配付してあります。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会3月定例会についてを議題とします。提出議案は諮問1件、議案26件です。提出議案の説明を願います。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、平成29年和光市議会3月定例会に提案いたします議案等について説明をさせていただきます。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員山崎すみ子氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となることから引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、本会議に提出する議案について、順次説明いたします。

議案第1号、議案第2号及び議案第3号、和光市公平委員会委員の選任について、一括して説明いたします。

和光市公平委員会委員の山崎宏征氏、田中敏雄氏及び二階堂享子氏の任期が平成29年3月10日をもって満了となることから、引き続き、山崎宏征氏、田中敏雄氏及び新たに山下麻子氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第4号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の山崎雅博氏の任期が平成29年3月7日をもって満了となることから、新たに横室静男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第5号、第四次和光市総合振興計画基本構想の一部を改定することについて説明いたします。

和光北インター地区東側において一般国道254号和光富士見バイパスの延伸と合わせた沿線地域の一体的な整備の機運が高まるなか、土地区画整理組合の設立及び市街化区域への編入に当たっては、新たな土地区画整理事業を市の最上位計画である基本構想に位置づける必要があるため、和光北インターチェンジ周辺の整備に関することを定めた施策2を改定するものであります。

次に、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、労働者が、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、離職することなく働き続けることができる社会を実現させることを目的として、民間労働法制及び国家公務員に係る規定の改正が行われ、また、地方公務員についても、これらの改正内容に準じた法改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、育児休業の対象となる子の範囲の拡大や、介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とすること、また、要介護者の介護のため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる介護時間の制度の新設などとなっております。

次に、議案第7号、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の役割が強化されたため、新制度で任命する農業委員の報酬に、国費の農地利用最適化交付金により農業委員会委員の活動実績及び成果実績に応じた上乘せする措置を講ずるものであります。

また、総合振興計画審議会の報酬については、新たに部会長の報酬を定めるものであります。

次に、議案第8号、和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布され、

同年4月1日に施行されたこと等に伴い、平成28年6月定例会で専決処分の承認をいただいたもの及び同年12月定例会で議決をいただいたもの以外について、改正するものであります。

また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、都市の低炭素建築等計画の認定事務及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等を行うに当たり、当該事務の申請手数料の額等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号、和光市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市まちづくり寄附金において、より魅力的で寄附をしやすい寄附制度とするため、寄附金を財源として実施する事業について改正を行うものであります。

次に、議案第11号、和光市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市しもにいくら保育園を平成29年度から定員を30人に減少して運営し、平成31年3月31日をもって廃止することから、設置に係る規定の改正を行うものであります。

次に、議案第12号、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正により、里親についての定義規定が整理されたため、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例において、引用している条項番号を改めるものであります。

次に、議案第13号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者の保険料段階の判定に、合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得にかかる特別控除を控除した額を用いることとなったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号、和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

特別地方公務員としての消防団員の身分を明確にするため、欠格条項及び分限事項を追加するなど改正を行うものであります。

次に、議案第15号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い、市に帰属する公共施設である1路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

す。

次に、議案第16号、平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億5,359万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ265億3,581万8,000円とするものであります。

はじめに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、まちづくりコミュニティカフェ運営において、平成25年度及び平成26年度埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金に係る返還金を追加計上するほか、庁舎維持管理における光熱水費や住居表示整備業務委託料などを減額しております。

款3民生費では、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金及び小規模保育事業所負担金などの増額、ネウボラにおいて、平成27年度妊娠・出産包括支援費補助金に係る返還金を追加計上するほか、民間保育園に係る施設入所等委託料、小規模保育事業所に係る新設保育園整備補助金及び幼稚園就園奨励費補助金等の減額などをしております。

款4衛生費では、集団・個別がん検診委託料を増額するほか、朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業負担金などを減額しております。

款6農林水産業費では、平成25年度及び平成26年度に実施した和光産農産物等PR事業に対する埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金に係る返還金を追加計上しております。

款8土木費では、市内循環バス運行事業交付金や駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金等を増額するほか、白子三丁目中央土地区画整理組合に対する和光市都市再生整備計画事業補助金及びアーバンアクト公園整備に係る経費等の減額などをしております。

款9消防費では、事業の確定に伴い、防災行政無線固定系子局整備工事費を減額しております。

款10教育費では、給食施設整備において、第二中学校給食室改築工事及び本町小学校給食室空調機設置工事に係る入札差金を減額するなどしております。

款11公債費では、支払元金及び利子の確定に伴い、元金償還額を増額し、利子償還額を減額しております。

款12諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金への積立金をそれぞれ増額又は減額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款13分担金及び負担金では、朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業三市負担金を減額しております。

款15国庫支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び子ども・子育て支援交付金などを増額するほか、保育所運営費負担金、保育対策総合支援事業費補助金及び社会資本整備総合交付金などを減額しております。

款 16 県支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金及び放課後児童対策事業運営費補助金などを増額するほか、保育所運営費負担金などを減額しております。

款 18 寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

款 22 市債では、起債対象事業費の確定及び事業区分の変更等に伴い、それぞれ増額又は減額しております。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、情報セキュリティ強化対策に係るサーバ等機器構築事業など、計 14 事業について繰越明許費とするものであります。

次に、議案第 17 号、平成 28 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,219 万 4,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 83 億 7,278 万 8,000 円とするものであります。

はじめに、歳出について、説明いたします。

まず、款 2 保険給付費では、一般被保険者における高額療養費の給付が増加しているため増額し、款 4 前期高齢者納付金等では、前期高齢者納付金の額が確定したため増額するものであります。

次に、款 7 共同事業拠出金では、拠出金額が修正されたため、高額医療費拠出金を増額し、保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

次に、款 9 基金積立金では、基金積立金を増額し、款 10 諸支出金では、特定健康診査等負担金における返還金を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

まず、款 8 共同事業交付金では、歳出における拠出金と同様に交付金額が修正されたため、高額医療費共同事業交付金を増額し、保険財政共同安定化事業交付金を減額するものであります。特に、高額医療費共同事業については、対象となる医療費が増加していることにより大幅な増額となっております。

次に、款 9 財産収入では、保険給付費等支払基金における預金利子が確定したことから減額し、款 10 繰入金では、各繰入金額が確定したため、保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。

次に、議案第 18 号、平成 28 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,797 万 7,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 33 億 3,906 万 5,000 円とするものであります。

歳出については、款 2 保険給付費において、施設介護サービス給付業務及び特定入所者介護等サービス給付が当初見込みより減少しているため減額を、また、介護給付費準備基金にかかる運用利子確定に伴い、款 9 基金積立金を増額しております。

歳入については、調整交付金の負担率の変更、また、歳出に連動するかたちで、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を法定負担割合に応じて減額を行なっております。介護保険料に当たる分は、介護給付費準備基金を取り崩し、基金繰入金として増額いたします。

次に、議案第 19 号、平成 28 年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,911 万 2,000 円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ 7 億 5,612 万 4,000 円とするものであります。

歳出については、埋蔵文化財調査箇所の縮減、工事実施前の調査により上水道移設工事が不用となること、また、建物移転に伴う補償金額の確定及び補償期間の短縮などにより、款 2 区画整理事業費において、報酬、賃金、委託料、補償・補填及び賠償金、償還金・利子及び割引料、4,911 万 2,000 円を減額するものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金が確定したことから、款 1 国庫支出金において、社会資本整備総合交付金 8,580 万円を減額するものであります。

また、款 2 繰入金においては、交付金の減額による繰入金の増額と事業費減額の差額 3,688 万 8,000 円を増額するものであります。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、建物移転等補償事業 1 億 7,600 万円を繰越明許費とするものであります。

次に、議案第 20 号、平成 29 年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

平成 29 年度の予算編成については、国の動向を見極めつつ、和光市駅北口を初めとする各土地区画整理事業、子ども子育て支援及び庁舎防災拠点整備事業などの平成 29 年度和光市行政経営方針に重点施策として位置づけられている事業を中心に予算の調製を行っております。

予算編成にあたっては、歳入予算では、市税収入や地方消費税交付金などの経常一般財源の増加が見込まれるものの、歳出予算では、土地区画整理事業や公園整備などの都市基盤整備事業を推進する中、子ども子育て支援や高齢者介護等の社会保障関係経費が大幅に増加しており、実施計画採択事業であっても、事業の優先度や必要性、将来の財政運営に及ぼす影響などを検討し、事業費の削減や事業年度の先送りなどの対応を図るほか、将来を見据えた投資的事業については市債の発行や事業に合わせた各基金を活用するなど、所要の財源を確保しております。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても、予算に関する説明書とあわせて提出しております。

それでは、一般会計予算の歳入歳出の概要について説明いたします。

恐れ入りますけれども、平成 29 年度埼玉県和光市予算及び予算説明書をお開きください。

それでは、はじめに 1 ページ目、地方自治法第 215 条に規定する予算の内容について説明いたします。

まず、第 1 条では、平成 29 年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 245 億 3,500 万円と定め、対前年度比較では 1,000 万円、率にして 0.04%の増加となっております。



第2条の継続費については、その事業名、経費の総額及び年割額を定めております。

第3条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

第4条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

第5条の一時借入金については、限度額を10億円と定め、第6条の歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について説明いたします。

初めに、主な歳入予算について説明いたします。

まず、24ページの款1市税については、前年度から2億4,939万5,000円増加の143億257万円を計上しております。

主な内訳を申し上げますと、市民税では、納税義務者数の増加が見込まれることにより、前年度から1億5,327万5,000円増加の68億8,703万円を計上しております。

固定資産税では、和光北インター地域土地区画整理事業における使用収益の開始に伴う土地課税額の増加のほか、新增築家屋の増加などが見込まれることにより、前年度から1億370万4,000円増加の60億3,282万2,000円を計上しております。

次に、26ページの款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までについては、国の地方財政対策等を参考に、交付実績を踏まえた金額を計上しております。

なお、地方交付税については、普通交付税を不交付と見込むとともに、特別交付税においては、不交付団体となったことに伴い、当該算定基準額の一部から財源超過額が控除されるため、前年度から7,700万円減少の5,000万円を計上しております。

次に、36ページの款15国庫支出金及び42ページの款16県支出金については、子どものための教育・保育給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金などを計上しております。なお、臨時福祉給付金給付事業費補助金の削減などにより、国及び県支出金を合わせまして、前年度から1億546万円5,000円の減少となっております。

次に、48ページの款17財産収入については、ひろさわ保育園用地の売却に係る土地売払収入を見込み、款19繰入金については、財政調整基金と特定目的基金を合わせ、5億1,303万9,000円を計上しております。

次に、56ページの款22市債については、白子三丁目中央及び越後山土地区画整理事業並びにアーバンアクア公園整備事業などの財源として、8億6,920万円を計上しております。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明いたします。

まず、58ページの款1議会費については、議会運営に係る経費など、2億1,753万7,000円を計上しております。

次に、62ページの款2総務費では、27億8,503万2,000円を計上しております。

項1総務管理費では、庁舎の維持管理経費及び和光市民文化センター管理運営に係る経費な

ど、104 ページからの項 2 徴税费では、賦課・徴収事務に係る経費など、110 ページからの項 3 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳業務に係る経費など、114 ページからの項 4 選挙費では、和光市長選挙に係る経費など、120 ページからの項 5 統計調査費では、工業統計調査に係る経費など、124 ページからの項 6 監査委員費では、監査委員業務に係る経費など、126 ページからの項 7 生活環境費では、環境保全及び公害対策などに係る経費など、132 ページからの項 8 自治振興費では、コミュニティセンター及び地域センター管理運営に係る経費などを、それぞれ計上しております。

次に、140 ページの款 3 民生費については、118 億 7,721 万円を計上しております。

項 1 社会福祉費では、障害者や高齢者の医療及び生活支援に係る経費のほか、総合福祉会館管理運営に係る経費など、166 ページからの項 2 児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費助成のほか、保育園及び保育クラブ等管理運営に係る経費など、190 ページからの項 3 生活保護費では、生活保護費支給に係る経費など、192 ページからの項 4 国民年金事務取扱費では、国民年金事務に係る経費など、194 ページの項 5 災害救助費では、災害見舞金を、それぞれ計上しております。

次に、196 ページの款 4 衛生費については、15 億 817 万円を計上しております。

項 1 保健衛生費では、母子及び成・老人に係る健診事業のほか、各種予防接種に係る経費など、204 ページからの項 2 清掃費では、廃棄物の収集運搬及び処理に係る経費のほか、焼却施設運転管理に係る経費などを、それぞれ計上しております。

次に、216 ページの款 5 労働費については、勤労福祉センター及び勤労青少年ホーム管理運営に係る経費など、6,247 万 7,000 円を計上しております。

次に、220 ページの款 6 農林水産業費については、都市農業支援及び市民農園管理運営に係る経費など、4,957 万 3,000 円を計上しております。

次に、226 ページの款 7 商工費については、中小企業の活性化に係る経費など、7,928 万 9,000 円を計上しております。

次に、232 ページの款 8 土木費については、30 億 9,143 万 8,000 円を計上しております。

項 1 道路橋りょう費では、市道の維持管理・補修及び整備のほか、市内循環バスの運行や駅南口自転車駐車場管理運営に係る経費など、242 ページからの項 2 河川費では、水路の管理、改修に係る経費など、244 ページからの項 3 都市計画費では、各土地地区画整理事業の推進及びアーバンアクア公園整備に係る経費などを、それぞれ計上しております。

次に、254 ページの款 9 消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金のほか、消防団業務及び防災施設整備に係る経費など、9 億 4,914 万 7,000 円を計上しております。

次に、260 ページの款 10 教育費については、20 億 3,023 万 9,000 円を計上しております。

項 1 教育総務費では、英語教育及び教育支援センター管理運営に係る経費など、272 ページからの項 2 小学校費及び 280 ページからの項 3 中学校費では、小・中学校管理運営に係る経費など、286 ページからの項 4 社会教育費では、放課後子ども教室に係る経費のほか、公民館及

び図書館管理運営に係る経費など、314 ページからの項 5 保健体育費では、和光市総合体育館管理運営に係る経費のほか、学校給食業務及び給食用備品整備に係る経費などを、それぞれ計上しております。

次に、324 ページの款 11 公債費については、元金及び利子を合わせた償還金として、16 億 7,338 万 1,000 円を計上しております。

次に、326 ページの款 12 諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金への積立金として、1 億 8,650 万 7,000 円を計上しております。

終わりに、328 ページの款 13 予備費については、前年同額の 2,500 万円を計上しております。

以上が、平成 29 年度一般会計歳入歳出予算の主な内容でございます。

次に、議案第 21 号、平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険については、近年、被保険者数が減少しているものの、一人当たり医療費が増加している状況等を考慮した予算を編成しており、平成 29 年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 7,621 万 3,000 円と定め、対前年度比較では 1.7%の増となっております。

主な歳入については、国民健康保険税として 15 億 7,676 万 7,000 円を、国庫支出金として 13 億 2,815 万 2,000 円を、前期高齢者交付金として 13 億 5,747 万 4,000 円を、共同事業交付金として 18 億 9,190 万 2,000 円を計上しております。

また、一般会計からの繰入金については 7 億 2,591 万 4,000 円を計上し、そのうち、法定繰入金を除いた、その他繰入金については、前年と同額の 4 億 5,000 万円を計上しております。

なお、保険給付費等支払基金からの繰入金については、4 億 7,106 万 1,000 円を計上しております。

主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として 44 億 1,817 万 3,000 円を、後期高齢者支援金等として 8 億 9,197 万 4,000 円を、介護納付金として 3 億 5,434 万 8,000 円を、共同事業拠出金として 21 億 733 万 7,000 円を、保健事業費として 1 億 789 万 6,000 円を計上しております。

今後、更なる高齢化などを要因に、医療費は伸び続けることが予測されております。そこで、特定健診・特定保健指導、生活習慣病重症化予防対策事業などの取り組みを更に進めるとともに、医療費の分析を行い、データヘルス計画を新たに策定することで、被保険者の健康の保持・増進とともに医療費の適正化についても積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第 22 号、平成 29 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成 29 年度予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した市負担金算定、保険料算定に用いる諸係数及び本市における 75 歳以上の被保険者数推計に基づく予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 7,556 万 5,000 円と定め、対前年度比較では 3.4%の増と

なっております。

歳入については、後期高齢者医療保険料 5 億 9,184 万 7,000 円、保険基盤安定繰入金 8,206 万円 3,000 円のほか保険料還付金等を計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金 6 億 7,421 万 1,000 円のほか保険料の還付金等を計上しております。

なお、後期高齢者医療保険料率等は、平成 28 年度と変更はありませんが、平成 29 年 4 月に行われる保険料軽減特例の見直し等を反映した予算となっております。

次に、議案第 23 号、平成 29 年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

第 6 期介護保険事業計画の最終年度となる平成 29 年度和光市介護保険特別会計は、平成 27 年度からスタートした新しい介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実と、平成 28 年度に新たに整備した地域密着型サービスの推進を図るように進めるとともに、平成 30 年度からスタートする第 7 期介護保険事業計画の準備期間として今期間の評価を進めてまいります。

平成 29 年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 4,527 万 2,000 円と定め、対前年度比較では 5.1%の増となっております。

主な歳入については、介護保険料では第 6 期計画期間は、基準月額 4,228 円の保険料設定とし、被保険者数の増加率を反映し、8 億 1,381 万 2,000 円を計上しております。

また、歳出の見込みに連動する法定負担の国・県等の補助金及び交付金は、19 億 5,129 万 3,000 円を計上しております。

主な歳出については、保険給付費では、介護予防効果や居宅介護推進効果を勘案した推計及び平成 28 年度に整備した、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護の必要量に基づき、29 億 6,688 万 2,000 円、和光市の独自施策である市町村特別給付については、5,662 万 1,000 円を計上しております。

また、平成 27 年度から全面的に、介護予防・日常生活支援総合事業として実施している訪問型サービス、通所型サービスの経費や、認知症高齢者対策や生活支援体制整備の取り組み等を含む地域支援事業費については、1 億 9,654 万 9,000 円を計上しております。

次に、議案第 24 号、平成 29 年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

平成 29 年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 5,229 万 3,000 円と定め、対前年度比較では 43.2%の増となるものであります。

主な歳入については、国庫補助金が 1 億 780 万円、一般会計繰入金 4 億 9,619 万 1,000 円、区画整理事業債が 5 億 4,830 万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として 8,525 万 1,000 円、建物移転等補償業務及び工事实施設計業務などの委託料 8,741 万 9,000 円、区画道路築造工事などの工事請負費 3 億 1,587 万 4,000 円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償

金 6 億 4,390 万 6,000 円などで、区画整理事業費として 10 億 6,654 万 2,000 円を計上しております。

次に、議案第 25 号、平成 29 年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第 2 条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量については、給水戸数を 3 万 9,934 戸と見込み、年間総給水量を 929 万 6,000 立方メートル、一日平均給水量を 2 万 5,468 立方メートル、主要な建設改良事業として酒井浄水場水質計器更新事業に 4,860 万円を計上しております。

次に、予算第 3 条の収益的収入については、事業収益は 14 億 8,288 万 7,000 円を計上し、前年度比較で 2,987 万 7,000 円の減額となっております。この主なものは、水道料金収入 11 億 1,252 万 7,000 円で、収入総額の 75.0%を占めております。その他、配水管工事負担金 3,190 万 3,000 円、加入金 1 億 1,635 万 9,000 円、長期前受金戻入 1 億 6,679 万 3,000 円となっております。

また、支出については、事業費 13 億 84 万 1,000 円を計上し、前年度比較で 4,070 万 3,000 円の増額となっております。この主なものは、県水受水費が 4 億 3,836 万 7,000 円で支出総額の 33.7%を占めております。その他、動力費 4,663 万 1,000 円、減価償却費 3 億 9,050 万 6,000 円、消費税及び地方消費税 1,596 万 8,000 円となっております。

次に、予算第 4 条の資本的収入については、負担金 908 万 2,000 円を計上し、前年度比較で 1,272 万 3,000 円の減額となっております。この主なものは、一般会計負担金 908 万 2,000 円であります。

また、支出については、3 億 9,976 万 9,000 円を計上し、前年度比較で 5 億 3,425 万円の減額となっております。この主なものは、建設改良費の給配水管布設費に 2 億 4,236 万 3,000 円、浄水場施設改良費に 8,528 万 8,000 円、企業債償還金に 3,528 万 3,000 円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 9,068 万 7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものといたします。

次に、議案第 26 号、平成 29 年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算第 2 条の業務の予定量については、水洗化世帯数 3 万 8,500 世帯、年間処理水量 869 万 7,000 立方メートル、一日平均処理水量 2 万 3,827 立方メートルを見込み、主要な建設改良事業としては、和光市駅北口土地区画整理地区内汚水整備事業に 3,682 万 8,000 円を計上しております。

次に、予算第 3 条の収益的収入については、11 億 4,263 万 9,000 円を計上し、前年度比較で 419 万 3,000 円の増額となっております。この主なものは、下水道使用料の 6 億 5,296 万 3,000 円となっております。

また、収益的支出については、10 億 4,106 万 5,000 円を計上し、前年度比較で 1,078 万 5,000 円の増額となっております。この主なものは、営業費用としての下水道ポンプ施設維持

管理業務等の委託料1億1,010万2,000円、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金を含む会費負担金2億8,137万円、営業外費用としての企業債利子償還金9,050万1,000円となっております。

次に、予算第4条の資本的収入については、1億2,726万2,000円を計上し、前年度比較で1億7,491万2,000円の減額となっております。その主なものは、建設改良費等企業債4,740万円、他会計負担金7,974万2,000円であります。

また、資本的支出については、5億3,592万7,000円を計上し、前年度比較で1億8,118万7,000円の減額となっております。その主なものは、雨水幹線設計業務委託料等の委託料1,496万9,000円、和光市駅北口土地区画整理地区内汚水整備事業等の工事費5,653万円、建設改良費等企業債償還金3億8,596万9,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億866万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしたします。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前10時21分 休憩)

再開します。(午前10時22分 再開)

まず、議案の先議についてです。

諮問第1号及び議案第1号から議案第4号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、第2日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。今回は、提出期日までに受理した請願、陳情はなかったことを御報告いたします。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、会期について、会期は27日間とし、今回は、平成29年度当初予算の審査等がありますので総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。  
なお、2月28日火曜日から3月2日木曜日を調査休会とし、3月15日水曜日、17日金曜日、21日火曜日及び22日水曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように、いたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月16日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、安保友博議員、2番、新しい風、西川政晴議員、3番、日本共産党、熊谷二郎議員、4番、公明党、富澤啓二議員、5番、日本維新の会、吉村豪介議員、以上です。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、3月1日水曜日の11時までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように決定しました。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 東日本大震災から丸6年が経過する3月11日、土曜日ですけれども、休日休会にあたるため、3月10日金曜日一般質問第1日目の14時46分、すべての被災者に対して1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、御了承いただきたいと思ひます。

○吉田武司委員長 ただ今議長の報告につきましては、了承したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のCDを各会派に1枚配付いたしますので、適宜御利用ください。なお、この参考資料は公表しませんので、取り扱いや審査時の発言等では御留意いただき、審査が終了次第、事務局へ御返却くださいますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターについて、掲示いたしましたとおりです。こちらでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については、以上です。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、委員の代理出席についてです。

委員の代理出席について確認します。

議会運営委員が会議を欠席する場合は、当該欠席委員の属する会派からあらかじめ代理者を

指名して、委員外議員として会議に出席くださるようお願いいたします。理由は、会議の概要や次回までに会派での協議が必要となる事案がその会派に伝わらず、次回の議運進行に支障が生じるためです。

なお、会派代表者は委員欠席のときは代理者をあらかじめ委員長に報告していただくよう願います。ただし、代理者は正式な委員ではなく、あくまでもオブザーバーの立場として出席するため、委員長から意見を求められたときのみ発言できるものとします。また、代理者も出席できない場合は、委員長に一任するものとする。

以上のように、取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

そのほかございますか。

なければ、次回の日程を確認します。

次回の議会運営委員会等の日程は、3月14日火曜日本会議終了後、内容は、追加議案及び決算審査にかかる要求資料などについて、3月24日金曜日本会議終了後、内容は、議会だより編集事前打合せ1回目、4月7日金曜日午後1時半から、内容は、議会だより編集事前打合せ2回目、4月13日木曜日午後1時半から、内容は、議会だよりなどです。

以上となります。御出席くださいますようよろしくようお願いいたします。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 全員協議会の開催についてです。5月9日火曜日の9時半から全員協議会を行います。内容は、委員会及び議会外構成各種委員等の選出についての協議となります。よろしくようお願いいたします。

続いて、御報告が1件ございます。

2月1日付け発行の和光新聞に掲載された記事についてでございます。この中で、「市民のつぶやき」欄、「これでいいの議員の資質」と題する記事の中において「役所の重職の顔色を窺ったり、企業に媚を売る者が、最近特に目立ちます。（中略）人としての「モラル」に欠ける議員がいます。そう、〇〇さん、あなたです。」との記載がございました。議会としては、これは不適切な記事内容でしたので、社主の山下氏に面談の上、市民に誤解を招く文章の掲載については、厳に慎んでいただきますよう強く要請する趣旨の抗議文を提出、手渡したところでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

○吉田武司委員長 本日の審議事項は全て終了しました。本日の記録及び公開資料は、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時35分 閉会



和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   武   司